

提出ファイル：緑紙ファイル

令和 9 ・ 1 0 年度 (2027 ・ 2028年度)

入札参加資格審査申請書提出要領
(測量・建設コンサルタント等)

上島町役場 建設課

I 申請書類の提出について

入札参加資格審査申請書は、令和9・10年度(2027・2028年度)において上島町が発注する測量・建設コンサルタントの入札に参加を希望する者から提出されるものであり、この申請書の提出のない者の競争参加は認められませんので、希望者は、次の事項に留意して申請書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

なお、入札参加資格申請書類に事実と異なる記載を行う、または重要な事実の記載をしなかった場合は、監督処分や資格停止措置が課されることがあります。

記

1. 受付期間 定期受付：令和8年12月14日（月）から令和9年2月5日（金）まで
随時受付：令和9年4月1日（木）から令和10年12月28日（木）まで

2. 提出部数 1部

3. 提出先 〒794-2592
愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210番地

上島町役場 建設課 管理用地・契約係 **【入札参加資格申請書在中】**

※ **【入札参加資格申請書在中】**と封筒の表に**朱書き**してください。

4. 一般的注意事項

- (1) この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。
- (2) 数字は、アラビア数字(0、1、2、3)を用い、記入事項をあらかじめ印刷してあるものについては、該当項目を○印で囲んでください。
- (3) 年号の大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRを用いて記入してください。
- (4) ※印の欄は、記入しないでください。
- (5) 上島町は、えひめ電子入札共同システムを導入しており、今回初めて本町に入札参加資格申請をされる場合は、入札参加資格を取得したあと、電子入札に係る利用者登録申請を行い、本町が発行する登録番号とパスワードを取得していただくことになります。

Ⅱ 申請書類の作成について

1. 測量・建設コンサルタント入札参加資格審査申請書記入上の留意事項

(1) 「法人番号」欄は、法人の場合、法人番号(※)を記入してください。個人の場合は記入の必要はありません。

(※) 行政手続における特定個人の識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号。

(2) 「申請事務担当者」欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できるご担当者をご記入ください。

(3) 「申請要件確認」欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

(参考)

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(4) 「資本金」欄、「自己資本額」欄、「営業年数」欄は、添付する経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の「資本金額」、「自己資本額」、「営業年数」を転記してください。

(5) 「職員数」欄は、添付する経営事項審査結果の審査基準日における人数を記載してください。

(6) 「上島町電子入札用業者ID」欄は、上島町が発行した登録番号（ID）下8桁を記入してください。

※登録がない場合は、空欄で構いません。

(7) 「総職員数」欄は、申請時点における職員数（パート、アルバイト等を除く常勤の職員数）を記入してください。

(8) 「技術職員数」欄は、総職員数のうち、技術系の業務に従事している者の数を記入し、そのうち建設コンサルタント業務に従事する技術士の実数を「（うち技術士数）」欄に記入してください。

(9) 「希望業務」欄は、愛媛県から業務の発注を希望する業務の欄に○印を付けてください。

また、「その他」欄に○印を付けた場合は、『希望業務「その他」の内容』欄に、その業務内容を具体的に記入してください。

(10) 「登録部門」欄は、次のとおり登録している場合、該当欄に○印を付けてください。

○測量 : 測量法第55条第1項

○建築関係建設コンサルタント業務 : 建築士法第23条第1項

○土木関係建設コンサルタント業務 : 建設コンサルタント登録規程第2条第1項

○地質調査業務 : 地質調査業者登録規程第2条第1項

○補償関係コンサルタント業務 : 補償コンサルタント登録規程第2条第1項

(11) 「登録部門」欄に○印を付けた場合、それぞれの登録事業ごとに登録番号と登録年月日を記入してください。

(12) 「有資格者等職員数」欄は、該当する資格の欄にそれぞれ有資格者の人数を記入してください。また、1人が複数の資格を有している場合にもそれぞれ該当する欄に記入してください。

なお、技術士については、1つの登録部門で同一人物が当該建設部門と総合技術管理部門の両方の資格を有している場合は当該登録部門について実数の1人として数え、「総合技術管理部門（建設一般）」のように、複数の登録部門に充てることができる技術士については主な従事部門1つのみにカウントしてください。

(13) 「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」欄は、委任状を提出し、入札・契約等にかかる権限を委任する営業所等について記入してください。

(14) 「上島町に測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」は、系列の企業（親・子会社）の有無について、該当するものに○を入れてください。「有」の場合、（1）又は（2）に記入し、申請者の役員のうち、（1）又は（2）に記入した企業の役員を兼任している場合は（3）に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有しているものをいいます。

(15) 「監督処分及び入札参加資格停止措置の状況」は、令和6年11月1日から令和8年10月31日までに受けた建設工事に係る建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第29条第1項第4号の規定に基づく許可取消処分を除く。））をいう。）及び入札参加資格停止措置（上島町長が行った措置に限る。）の状況を記入し、該

当がない場合は「該当なし」と記入してください。建設業法に基づく監督処分については、国土交通省や他都道府県など上島町以外の処分を含むものとします。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は簡潔に記入してください。

Ⅲ 申請に関するその他のことについて

1 留意事項

- (1) 申請書類及びその添付書類に虚偽の記載をしたものは、資格の承認しない又は資格を取り消すことがあります。また、登録期間中に町税等の納付状況を調査したことにより滞納が確認された場合、滞納分の納付が確認されるまで入札（見積）参加の対象にならないことがあります。
- (2) 窓口での書類審査は行いませんので、申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡いたしますので、指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、登録できないことがあります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください。
- (3) 提出書類の一部は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、本町は、「有資格者名簿等」を公表しております。

Ⅳ 申請内容の変更及び事業の廃止届について

1 変更届及び廃止届の提出時期

申請書提出後、令和11年(2029年)3月までの間において、次の「2 変更届が必要な変更事項」について変更が生じた場合は又は事業の一部若しくは事業の全部を廃止する場合は、入札参加資格等審査申請書変更届を変更後（廃止）後速やかに提出してください。

2 変更届が必要な変更事項

変更届は次の事項に変更が生じた場合、提出してください。

- (1) 本社の商号又は名称
- (2) 受任者の商号又は名称
- (3) 本社の所在地又は電話番号及びFAX番号
- (4) 受任者の所在地又は電話番号及びFAX番号
- (5) 代表者の職名、氏名又は印鑑（法人の場合）
- (6) 受任者の役職、氏名又は印鑑（法人の場合）
- (7) 「競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑」
- (8) 競争入札に参加を希望する許可等
- (9) 営業に必要な許可、認可等
- (10) 誓約・確認書又
- (11) 新たに上島町に住む従業員を雇用した場合上島町が発行している町県民税特別徴収額の決定通知書

3 変更届に必要な書類

変更内容により、競争入札参加資格審査変更届以外に、それぞれ次のような書類を提出してください。

(1) 本社の商号又は名称

- ☐ 会社又は法人の登記事項証明書
- ☐ 印鑑証明書
- ☐ 委任状（受任者がいる場合）

(2) 受任者の商号又は名称

- ☐ 委任状

(3) 本社の所在地又は電話番号及びFAX番号

- ☐ 会社又は法人の登記事項証明書
- ☐ 委任状

(4) 受任者の所在地又は電話番号及びFAX番号

- ☐ 委任状

(5) 代表者の職名、氏名又は印鑑（法人の場合）

- ☐ 会社又は法人の登記事項証明書
- ☐ 印鑑証明書
- ☐ 委任状（受任者がいる場合）

(6) 受任者の役職、氏名又は印鑑（法人の場合）

- ☐ 委任状

(7) 営業に必要な許可、認可等

- ☐ 営業許可に必要な許可、認可等を得たことを証する書類